



相談先一覧

障害福祉サービス	障害福祉課 市役所 2 階④窓口	048-775-5122(地域支援担当) 048-775-5123(医療手当担当)
子育て・家族の相談	こども家庭保健課	048-783-4964 048-778-8768
	市役所本庁舎 5 階 こども保健センター	
発達の相談	こども発達センター	048-725-3373
就学前の発達支援・相談	児童発達支援センター つくし学園	048-725-6830
就学の相談	教育センター 市役所別館 1 階(青少年センター)	048-776-7600
	指導課 市役所 7 階	048-775-9672
保育の相談	保育課 市役所 5 階	048-775-5121

埼玉県医療的ケア児等支援センター（かけはし）

日常的に医療的なケアを必要とするこどもとご家族が、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう、相談を受けています。

川越市鴨田 1930 番地 1
社会福祉法人埼玉医大福祉会医療型障害児入所施設
カルガモの家 内



☎049-225-5770
✉ikea-center@karugamo.or.jp



障害者相談支援センター

障害のある方の生活・施設利用・就労等の相談や助言をしています。

障害者生活支援センター あげお(原市南、原市北)	048-771-0576
相談支援センター わおん(上平)	048-729-1195
障害者生活支援センター 杜の家(上尾東、上尾西、大石東)	048-778-3531
障害者生活支援センター あらぐさ(上尾南、大谷、平方)	048-726-5862
障害者生活支援センター みのり(大石西)	048-729-6167

医療的ケアを必要とする方へ 相談支援のしおり



医療的ケア児とは...

NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
(厚生労働省 HP より引用)

上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議



障害福祉サービスの支援

<障害者手帳>一定の障害があると認められた方に埼玉県から交付されます。

☆手帳の種類・等級に応じて、様々な支援・福祉サービスを受けることができます

①身体障害者手帳

視覚、聴覚、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸機能などに永続する障害のある方(身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた方)が対象です。

②療育手帳

児童相談所や県立総合リハビリテーションセンター等で判定を受け、知的障害者(児)と認定された方が対象です。

③精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある方(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害程度に該当する方)が対象です。

<障害福祉サービス(抜粋)>

障害者(児)が自立した生活を送れるよう、各種サービスを受けることができます。

①短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気などで一時的に介護できない場合、短期間、施設での宿泊により、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。

②障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス等において社会との交流の促進や日常生活の基本的な動作の指導、その他必要な支援を行います。

<補装具>

身体障害者(児)の職業や日常生活能力の向上のために、補装具の購入・修理にかかる費用を負担します。障害の内容により支給できる補装具は異なります。
※市民税の課税額によって支給できない方がいます。

<日常生活用具>

在宅の障害者(児)に電気式たん吸引器や人工呼吸器用自家発電機等、自立支援用具などの費用の一部を支給します。品目ごとに対象となる方が異なります。

<手当>

①障害児福祉手当(施設入所の方など一部受給できない方がいます)

対象：20歳未満で身体や精神の重度の障害により、日常生活に常時介護を要する状態にある方。

②特別児童扶養手当(施設入所の方など一部受給できない方がいます)

対象：20歳未満で一定の障害がある児童を監護する父母または養育者。

<レスパイトケア事業>

医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケア事業として、医療型短期入所サービスを支給しています。

その他、手帳の制度を利用した制度については、ホームページ(二次元コード「障害福祉課HP」)をご覧ください。下記までお問合せください。

市役所 2 階④窓口 障害福祉課
☎(直通)048-775-5122 地域支援担当
048-775-5123 医療・手当担当



子育て・家族の相談

こどもの成長・発達、子育てに関する相談など、子育て家庭の切れ目のない相談窓口として2か所の拠点で一体的な相談支援を行います。

こども家庭保健課
市役所本庁舎 5 階 ☎(直通)048-783-4964
こども保健センター ☎048-778-8768

発達の相談



①親子教室

ことばが遅い、落ち着きがない、友達と遊べないなどの発達に関する心配や病気・障害がある親子のための教室です。集団あそびや個別相談、保護者会などを行い、こどもの発達を促していきます。

②言語相談・訓練

ことばの発達に不安や課題のあるこどもに対して、言語聴覚士が検査等を行い、評価を踏まえて、より適切な支援方法の助言を行います。(対象年齢：おおむね3歳から就学前までの幼児)

③作業訓練・相談

手先の動きや身辺自立に不安や課題のあるこどもに対して、遊びや学習の基礎能力向上・身辺自立を目指した助言や訓練を行います。(対象年齢：おおむね3歳から就学前までの幼児)

④理学訓練・相談

歩行や運動発達に不安や課題のあるこどもに対して、運動の基礎となる姿勢保持能力や移動能力の向上について助言や訓練を行います。(対象年齢：乳児～中学生)

⑤心理相談

落ち着きがない、集団生活についていくことができないなどの課題のあるこどもに対して、心理士がより適切な対応方法などを助言します。(対象年齢：幼児～小学生)

こども発達センター ☎(直通)048-725-3373

就学前の発達支援・相談

① 児童発達支援

未就学児の早期からの療育・保育を行うことで発達に不安のあるこどもや障害のあるこどもの心身の成長を促し、基本的な生活習慣を身につけ、個々の力を伸ばしていくことを目的とした支援を行っていきます。

児童発達支援センターつくし学園 ☎(直通)048-725-6830

②障害児相談支援

通所サービス等の利用に必要な障害児支援利用計画(ケアプラン)の作成及び数か月ごとの評価(モニタリング)を行います。

こども発達センター ☎(直通)048-725-3373

就学の相談

①就学相談の受付

- ・就学相談では、上尾市就学相談調査専門員が本児の行動観察や発達検査、保護者からの聞き取り等を実施する中で、医療的ケアを含む特別な教育的ニーズがある幼児の望ましい就学形態について、相談することができます。
- ・本児にとって必要な支援が、入学後、円滑に行われるように就学相談の内容を就学先の学校に情報提供することもできます。
- ・必要に応じて、保護者、就学先、医療、教育委員会がカンファレンスを開き、情報を共有することで、就学後の体制を整えます。

市役所別館 1 階(青少年センター)
教育センター ☎(直通)048-776-7600

②教育課程、学習指導に関すること

学校に対し、教育課程、学習指導等に関する指導助言を行います。

市役所 7 階 指導課 ☎(直通)048-775-9672

保育の相談

本市では「上尾市保育所等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドライン」に基づき、一部の認可保育施設で、保育を必要とする医療的ケア児の受入れを行っています。

詳細は上尾市ホームページ(二次元コード「上尾市保育所等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドライン」)をご確認ください。

市役所 5 階 保育課 ☎(直通)048-775-5121

